

蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により設置された民間の認可保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）に勤務する職員の産休及び病休中の保育の実施を確保するため、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 市長は、産休・病休代替職員を臨時的に任用する市内の保育所等を経営する者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を支払うものとする。

(対象職員)

第3条 この補助金の対象となる産休・病休代替職員は、次の各号に掲げる保育所等に常時勤務し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に規定する児童にかかわる職員であって、当該各号に掲げる休業期間中に就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全額の支給を受けるもの（以下「産休・病休職員」という。）の勤務を臨時に行う保育士等とする。

- (1) 出産することとなる職員 当該職員の出産予定日の8週間前の日（多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日）から産後8週間を経過する日までの期間内において任用権者が定める休業期間
- (2) 疾病又は負傷のため31日以上療養を必要とする職員 当該職員が休暇を開始し、30日経過した日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間

(任用期間)

第4条 産休・病休代替職員を任用する期間は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間以内とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実際に産休・病休代替職員に係る人件費として支出された額とし、次の表により算出された額を限度とする。

5, 920円×勤務日数

(産休・病休代替職員の登録及び資格)

第6条 産休・病休代替職員となることを希望する者は、履歴書等を添付して産休・病休代替職員登録申込書（第1号様式）を市長へ提出するものとし、市長が適当と認めたときは、産休・病休代替職員登録簿（第2号様式）に登録するものとする。

(任用の承認申請)

第7条 補助事業者は、産休・病休代替職員を任用する場合は、前条に規定する登録簿に登録された者から選任し、産休・病休代替職員任用承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、任用予定期間が2年度にわたるときは、当該年度3月31日以前と次年度4月1日以降とに分けて申請しなければならない。

(任用の承認)

第8条 市長は、前条に規定する申請に対し、産休・病休代替職員を任用する必要があると認めるときは、産休・病休代替職員任用承認通知書（第4号様式）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付申請書（第5号様式）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支計画書

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付決定通知書（第6号様式）により速やかに申請者に通知しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付けることができる。

(補助金の変更交付申請)

第 1 1 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助事業者（以下「補助決定事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、補助決定事業者は、交付決定を受けた補助金の額に変更が生じるときは、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金変更交付申請書（第 7 号様式）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の事業計画書

(2) 変更後の収支計画書

（補助金の変更交付決定）

第 1 2 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金変更交付決定通知書（第 8 号様式）を補助決定事業者に交付しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付けることができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第 1 3 条 補助決定事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助金の使用制限）

第 1 4 条 補助決定事業者は、交付を受けた補助金を補助事業以外の目的に使用してはならない。

（実績報告）

第 1 5 条 補助決定事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金実績報告書（第 9 号様式）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 1 6 条 市長は、前条に定める実績報告書等を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したうえで、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付確定額通知書（第 1 0 号様式）により補助決定事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 補助決定事業者は、補助金の交付請求をしようとするときは、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助金は、前項の規定による補助決定事業者からの請求により補助事業の完了後交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、概算払又は前金払により交付することができる。

(交付決定の取消し又は返還)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の目的に使用したとき。
- (4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件等に違反したとき。

(補助金の経理)

第19条 補助決定事業者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

※第		号			
産休・病休代替職員登録申込書					
あ な た の 氏 名 な ど	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生 歳			
	住 所			電 話	
	最終学歴	小卒・高小、新中卒・旧中、新高卒・旧専、短大卒・大学以上			
	職 種		資格取得年月日など	年 月 日	保育士試験合格・指定保育士養成施設卒・大学卒で児童福祉関係の学科履修・教諭資格有・大臣等の認定
	経験年数	児童福祉施設等で勤務したことが { ある。（ 年 か月） ない。			
あ な た の 自 宅 の 略 図					
上記のとおり児童福祉施設等の産休・病休代替職員としての登録を申し込みます。					
年 月 日 蒲郡市長 様 氏名					
※受 理	※	年 月 日	※登 録	※	年 月 日 第 号

- (注意) 添付書類
- (1) 資格を証する書類
 - (2) 履歴書

第2号様式（第6条関係）

産 休・病 休 代 替 職 員 登 録 簿

[illegible]

第3号様式（第7条関係）

※第

—

号

産休・病休代替職員任用承認申請書

産休・病休職員

(ふりがな)
氏 名

年 月 日生 歳

職 種

出産予定日
(病休開始日)

年 月 日

傷 病 名
(病休の場合)

産休等代替職員等

(ふりがな)
氏 名

年 月 日生 歳

住 所

任用する
職 種

資格取得
年 月 日

年 月 日

登録関係
な ど

有資格者であって登録名簿 である。
(登録番号)
に登録されている者 でない。

任
用
予
定
期
間

⑦産休の場合
出産予定日 (年 月 日) の 前日 (年 月 日) から、産後
を経過するまでの期間

⑧病休の場合
病休開始後 日目 (年 月 日) から
病休開始後 日目 (年 月 日) までの期間
病休開始日 (年 月 日) (日間)
(ただし、この期間内において、産休・病休職員の雇用関係がなくなったとき、又は
産休・病休職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間)

上記のとおり就職することを承諾いたします。
年 月 日 氏名

申請日の属する月
の初めの施設の状況

定員

措置人員
{うち3歳未満
児数}

措置費の
地域区分

職種

計

人

人
()

現員

人

人

人

人

人

上記のとおり産休・病休代替職員を任用したくその承認の申請をいたします。
年 月 日

法人名
所在地
任用権者氏名
(施設種別及び施設名)

蒲郡市長 様

受 理

承認却下通知

審 査

年 月 日

年 月 日 号

適 (理由)
否

(注) 添付書類

- (1) 産休・病休職員の出産予定日の記載のある妊娠証明書又は医師の診断書の写し
- (2) 産休・病休代替職員が未登録のときは、資格証明書の写し

※第 ー 号	
産休・病休代替職員任用承認通知書	
氏 名	年 月 日生
職 種	
任用 予定 期間	⑦産休の場合 出産予定日（ 年 月 日）の前日（ 年 月 日） から、産後 週を経過するまでの期間 ⑧病休の場合 病休開始後 日目（ 年 月 日）から 病休開始後 日目（ 年 月 日）までの期間 病休開始日（ 年 月 日）（ 日間） （ただし、この期間内において、産休・病休職員の雇用関係がなくなったとき、又は 産休・病休職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間）
摘 要	
年 月 日付けで申請のありました貴 が 産休・病休代替職員を任用することについては、上記により承認しましたから通知します。 年 月 日 蒲郡市長	

第 5 号様式（第 9 条関係）

蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

設置者
所在地
申請者
代表者氏名
電話番号

年度において、産休・病休代替職員設置事業を行うため、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の内容
- 3 補助金の使途
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

第6号様式（第10条関係）

蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金については、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

記

1 補助事業の内容

2 補助金交付額 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、要綱に基づき、適正に管理及び執行しなければならない。
- (2) この補助金は、交付決定を受けた補助事業以外に使用してはならない。
- (3) この補助金は、民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）提出後に支払うものとする。
- (4) この事業が完了したときは、実績報告書及び要綱第15条に定める書類を速やかに提出しなければならない。

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金変更交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

設置者
所在地
申請者
代表者氏名
電話番号

年 月 日付けで申請しました 年度蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金について、補助金交付申請額等に変更が生じたので、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 円
- 2 変更後の補助事業の内容
- 3 変更後の補助金の使途
- 4 添付書類
 - (1) 変更後の事業計画書
 - (2) 変更後の収支予算書

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金については、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 2 条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

記

1 変更後の補助事業の内容

2 変更後の補助金交付額 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、要綱に基づき、適正に管理及び執行しなければならない。
- (2) この補助金は、交付決定を受けた補助事業以外に使用してはならない。
- (3) この補助金は、蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）提出後に支払うものとする。
- (4) この事業が完了したときは、実績報告書及び要綱第 1 5 条に定める書類を速やかに提出しなければならない。

第 9 号様式（第 1 5 条関係）

蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金実績報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

設置者
所在地
申請者
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
年度産休・病休代替職員設置事業が完了しましたので、蒲郡市民間保
育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、関係書
類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 1 0 号様式（第 1 6 条関係）

蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付確定額通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで交付決定した 年度蒲郡市民
間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金は 年 月 日
付けで提出された実績報告書等を審査し、下記のとおり補助金交付額を確定し
たので、通知します。

記

補助金交付決定額 円

補助金交付確定額 円

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金交付請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

設置者
所在地
申請者
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定
を受けた 年度蒲郡市民間保育所等産休・病休代替職員設置費補助金
として、下記のとおり請求いたします。

記

金 円